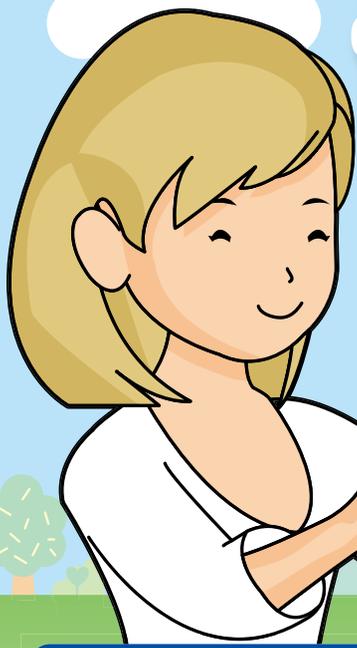


特別永住者・永住者の方へ

切り替えて安心!!

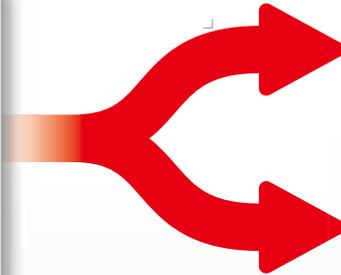


特別永住者証明書 又は 在留カードへの切替えはお済みですか？

外国人登録証明書は**特別永住者証明書**又は**在留カード**に切り替える必要があります!!



外国人登録証明書



特別永住者証明書



在留カード

特別永住者の方	対象となる方		切り替える期限
	平成24年(2012年)7月9日に16歳以上であった方	次回確認(切替)申請期間の始期とされる誕生日が平成27年(2015年)7月8日までの方(※)	平成27年(2015年)7月8日まで
		次回確認(切替)申請期間の始期とされる誕生日が平成27年(2015年)7月9日以降の方(※)	次回確認(切替)申請期間の始期とされる誕生日まで
平成24年(2012年)7月9日に16歳未満であった方		16歳の誕生日まで	

※ 次回確認(切替)申請期間の始期とされる誕生日は、外国人登録証明書の券面(上記見本の — 部分)で確認できます。

永住者の方	対象となる方		切り替える期限
	平成24年(2012年)7月9日に16歳以上であった方		平成27年(2015年)7月8日まで
	平成24年(2012年)7月9日に16歳未満であった方	平成27年(2015年)7月8日までに16歳の誕生日が到来する方	16歳の誕生日まで
平成27年(2015年)7月9日以降に16歳の誕生日が到来する方		平成27年(2015年)7月8日まで	

- 切替期限の平成27年(2015年)7月8日の数か月前から、多くの方が申請窓口に来庁され、**大変な混雑**が予想されますので、**早めの切替え**にご協力をお願いします。
- 平成24年(2012年)7月9日に16歳未満であった方で、16歳の誕生日が「切り替える期限」となる方は、16歳の誕生日の6か月前から16歳の誕生日までに有効期間の更新を行ってください。
- 詳細は法務省入国管理局のホームページをご覧ください。<http://www.immi-moj.go.jp/keiziban/pdf/kirikaenoosirase.pdf>



法務省入国管理局

お問合せ先：外国人在留総合インフォメーションセンター（平日 8:30～17:15）

0570-013904 (IP 電話・PHS・海外から 03-5796-7112)

特別永住者の方はお住まいの市区町村にお問い合わせすることも可能です。